

吸収分割に関する事前開示書面

2026年2月24日

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
三菱地所株式会社
執行役社長 中 島 篤

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大手町ビル1階
株式会社 HOMETACT
代表取締役 橘 嘉 宏

三菱地所株式会社(以下「三菱地所」といいます。)及び株式会社 HOMETACT(以下「HOMETACT」といいます。)は、三菱地所を吸収分割株式会社、HOMETACT を吸収分割承継株式会社として、三菱地所がスマートホームサービスの開発、提供等に関する事業(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務を HOMETACT に承継させる吸収分割(効力発生日:2026年4月1日)(以下「本件吸収分割」といいます。)を実施することといたしました。

本件吸収分割に際して、三菱地所は会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、HOMETACT は会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号、第794条第1項)

別紙1のとおりであります。

2. 分割対価の定めの有無及び相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、第192条第1号)

本件吸収分割に際して、HOMETACT は、2026年3月31日時点の本事業に係る資産の帳簿価額から同日時点の本事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を100,000で除した数(小数点以下切上げ)の普通株式を発行し、その全てを分割対価として三菱地所に割り当て交付いたします。本件吸収分割に際して交付される株式の数については、三菱地所が HOMETACT の完全親会社であること等を勘案して、三菱地所及び HOMETACT の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件吸収分割により増加する HOMETACT の資本金及び準備金の額については、本件吸収分割により HOMETACT が三菱地所から承継する資産及び負債等の諸事情を総合

的に考慮した上で会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項の定めの有無（会社法施行規則第 183 条第 2 号、第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の定めの有無（会社法施行規則第 183 条第 3 号、第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 三菱地所についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号、第 192 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

三菱地所は、有価証券報告書提出会社であり、最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は三菱地所の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.mec.co.jp/ir/library/>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ① 自己株式の取得

三菱地所は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、三菱地所の発行済普通株式を、2025 年 5 月 13 日から 2025 年 11 月 12 日までの間に 60,000,000 株を上限として取得することを決議し、当該決議に基づき、三菱地所の発行済普通株式 33,605,000 株を取得いたしました。当該取得により、自己株式の額が 99,999 百万円増加いたしました。

また、三菱地所は、2026 年 2 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、三菱地所の発行済普通株式を、2026 年 2 月 10 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に 13,000,000 株を上限として取得することを決議いたしました。

- ② 自己株式の消却

三菱地所は、取締役会決議による委任に基づく執行役社長の決定により、2025 年 11 月 10 日、会社法第 178 条の規定に基づき、三菱地所の発行済普通株式 33,605,000

株を 2025 年 11 月 28 日付けで消却することを決定し、同日付けで当該消却の効力が発生いたしました。当該消却により、資本剰余金の額が 22 百万円、利益剰余金の額が 96,743 百万円、自己株式の額が 96,766 百万円、それぞれ減少しております。

6. HOMETACT についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、HOMETACT の成立の日における貸借対照表）の内容
別紙 2 のとおりであります。
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、HOMETACT の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、HOMETACT の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

7. 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における三菱地所の債務及び HOMETACT の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、第 192 条第 7 号）

- (1) 三菱地所の債務の履行の見込みについて
本件吸収分割後における三菱地所の債務については、履行期における履行の確実性に問題はないものと認識しております。
- (2) HOMETACT の債務の履行の見込みについて
本件吸収分割後における HOMETACT の債務については、履行期における履行の確実性に問題はないものと認識しております。

8. 本件吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号、第 192 条第 8 号）

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

三菱地所株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 HOMETACT（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本分割）

本契約の定めに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲がスマートホームサービスの開発、提供等に関する事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する権利義務（以下「本対象権利義務」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 甲（吸収分割株式会社）

商号：三菱地所株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目1番1号

(2) 乙（吸収分割承継株式会社）

商号：株式会社 HOMETACT

住所：東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル1階

第3条（本分割により承継する権利義務に関する事項）

1. 本対象権利義務は、別紙「権利義務明細表」記載のとおりとする。但し、法令上の理由により承継することができない権利義務を除く。
2. 本分割に基づく甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際し、2026年3月31日時点の本対象事業に係る資産の帳簿価額から同日時点の本対象事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を100,000で除した数（小数点以下切上げ）の普通株式を発行し、その全てを甲に対して割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。
但し、本分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要となる場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降、乙が承継する本対象事業について、競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲は善良なる管理者の注意をもって本対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとする場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを行うことができる。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合にその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに法令等に定められた本分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (2) 前条の定めに従い本契約が解除された場合

第11条（管轄）

本契約に関する一切の紛争に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、誠実に協議の上、その解決に努める。

〔以下余白〕

以上を証するため、甲及び乙は本契約の正本2通を作成し、それぞれ各1通を保有する。

2026年2月20日

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
甲 三菱地所株式会社
執行役社長 中島 篤



東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル1階
乙 株式会社 HOMETACT
代表取締役 橘 嘉宏



権利義務明細表

本対象権利義務は、効力発生日の前日の終了時点において甲が本対象事業に関して有する以下の資産及び債務、契約その他の権利義務とする。

なお、本対象権利義務のうち、資産及び債務の評価は2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする。

1. 資産

甲が本対象事業に関して保有する一切の資産。

2. 債務

甲が本対象事業に関して保有する一切の債務。

3. 雇用契約

該当なし。

4. その他の契約（雇用契約を除く。）

効力発生日の前日の終了時点において本対象事業に関連して甲が締結する一切の契約（雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、本対象事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務については、本対象事業に関連する部分に限る。

以上



別紙2

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【10,000,000】	【株主資本】	【10,000,000】
現金及び預金	10,000,000	資本金	5,000,000
		資本準備金	5,000,000
資産の部合計	10,000,000	純資産の部合計	10,000,000